

第1回

東日本大震災南三陸町震災復興計画策定会議

と き 平成23年6月10日（金）

午後2時～

ところ 南三陸町役場仮庁舎会議棟

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 挨拶 南三陸町長 佐藤 仁
- 4 委員長・副委員長選出
- 5 委員長挨拶
- 6 基調的情報提供
(越村俊一 委員)
「東日本大震災における津波災害の分析と安全対策の考え方」
- 7 会 議
 - (1) 計画策定会議スケジュールについて
 - (2) 被害状況等について
 - (3) 審 議
 - ① 南三陸町震災復興基本方針（素案）について
 - ② ソーニングの基本的な考え方について
 - ③ 津波に対応する町づくりの基本的な考え方（防災・減災・命の確保）について
 - (4) その他
- 8 事務連絡
- 9 閉 会

(資料)

- ・資料1 東日本大震災南三陸町震災復興計画策定会議委員等名簿
- ・資料2 東日本大震災南三陸町震災復興計画策定会議開催要綱
- ・資料3 計画策定会議スケジュール（案）
- ・資料4 被害の状況（当日配布）
- ・資料5 南三陸町震災復興基本方針（素案）
- ・資料6 市街地ソーニングの素案（当日配布）

第2回 震災復興計画策定会議の予定：平成23年 月 日（ ）

●南三陸町震災復興計画策定会議委員

(五十音順)

	所属・役職	氏名	摘要
1	宮城大学 事業構想学部長	おおいずみかずぬき 大 泉 一 貫	
2	(財) 漁港漁場漁村技術研究所 調査役	おおつかこうじ二 大 塚 浩 二	
3	東北大学 名誉教授	おおはしひでし寿 大 橋 英 寿	
4	東北大学大学院工学研究科附属災害制御研究センター 准教授	こしむらしゅんいち一 越 村 俊 一	
5	阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター 上級研究員	なかばやしいつき樹 中 林 一 樹	明治大学大学院 特任教授
6	東北大学大学院情報科学研究科 准教授	ひらのかつや也 平 野 勝 也	
7	(財) 地域環境戦略研究機関 国際生態学センター長	みやわきあきら昭 宮 脇 昭	横浜国立大学 名誉教授
8	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所長	かわさきひろみ巳 川 崎 博 巳	
9	宮城県土木部 次長 (技術担当)	えんどうしんや哉 遠 藤 信 哉	

●南三陸町

	所属・役職	氏名	摘要
1	南三陸町長	さとうじん仁 佐 藤 仁	
2	南三陸町副町長	えんどうけんじ治 遠 藤 健 治	
3	南三陸町議会議長	ごとうせいき喜 後 藤 清 喜	
4	南三陸町議会 東日本大震災対策特別委員会委員長	さいじょうえいふく福 西 條 栄 福	
5	南三陸町復興対策本部 産業基盤部会長 産業振興課長	さとうとおる通 佐 藤 とおる	
6	南三陸町復興対策本部 ライフライン部会長 建設課長	さいじょうあきら彰 西 城 彰	
7	南三陸町復興対策本部 防災・行政基盤部会長 総務課長	さとうとくのり憲 佐 藤 徳 のり	
8	南三陸町復興対策本部 民生・教育基盤部会長 保健福祉課長	さいちあきひろ広 最 知 明 広	
9	南三陸町復興対策本部 生活環境基盤部会長 環境対策課長	ちばはるとし敏 千 葉 はる とし	

○事務局

	所属・役職	氏名	摘要
1	南三陸町震災復興推進課長	おいかわあきら明 及 川 明	
2	南三陸町震災復興推進課技術参事	はたふみたか隆 畑 文 隆	
3	南三陸町震災復興推進課長補佐	のぐちみき基 野 口 実 基	
4	南三陸町震災復興推進課復興推進係長	すがわらよしあき明 菅 原 義 明	
5	南三陸町震災復興推進課主査	こたにかずなり也 小 谷 和 也	
6	南三陸町震災復興推進課主事	あべだいすけ輔 阿 部 大 輔	

東日本大震災南三陸町震災復興計画策定会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災南三陸町復興対策本部の設置に関する要綱第6条の規定により設置する東日本大震災南三陸町震災復興計画策定会議（以下「計画策定会議」という。）の開催に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 計画策定会議は、東日本大震災からの復興に係る復興計画の策定にあたり意見を述べるほか、復興事業に関する包括的審議を行う。

(委員等)

第3条 計画策定会議の委員は、町長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 計画策定会議に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、計画策定会議を代表し、会議の際の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 計画策定会議の会議は本部長が招集する。

(廃止)

第5条 計画策定会議は、復興対策本部が廃止された場合、同時に廃止する。

(庶務)

第6条 計画策定会議の庶務は、震災復興推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、計画策定会議の開催に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年5月1日から施行する。

東日本大震災南三陸町震災復興計画策定会議スケジュール（案）

回 日時	議事内容 (論点及び決めるべきこと)	情報提供（委員・町分科会）	備考 (関連した動き)
第1回 6/10	<p>顔合わせ 町の復興について必要な視点について</p> <p>目標1「安心して暮らし続けるまちづくり」の検討 (提示資料：復興基本方針（素案）、市街地ゾーニング案、断面図案) (論点)</p> <p>① 防災基盤（防潮堤、防波堤、水陸門、防災行政無線）が失われた状況で、喫緊の対策としてまた、中長期的にどのような防災体制を構築すべきか。</p> <p>② 生命を守るまちづくりに向け、土地利用計画（グランドデザイン）をどう考え、建築制限のゾーン設定、職住分離と高所移転の方向性についてどう考えるべきか。</p> <p>③ 浸水区域の嵩上げ、防波堤、防潮堤、漁港の整備についてどう考えるべきか。</p> <p>④ 幹線道路のルートと避難路についてどう考えるべきか。</p> <p>⑤ ライフライン（道路、上下水道）の減災に向けてどう取り組むべきか。</p> <p>⑥ 被災者のうち自立できない世帯への住宅支援をどう考えるべきか。 (一定の方向性を決すべき事項)</p> <p>○ 復興基本方針 ○ ゾーニングの基本的な考え方 ○ 津波に対応する町づくりの基本的な考え方（防災、減災、命の確保）</p>	<p>委員：越村委員 (津波災害の分析と安全対策の考え方)</p> <p>町：「復興基本方針（素案）」の説明 「被害や災害対応の状況」の説明（スライドひとぼう作成中） ※各部会からの報告（事務局より）</p>	<p>避難経路聞き取り調査着手</p> <p>町民会議①</p>
第2回 7月上旬	<p>復興計画素案に対する議論</p> <p>目標3「なりわいと賑わいのまちづくり」の検討</p> <p>方策1「町と地域が力を合わせて協働で取り組むまちづくり」の検討 (提示資料：復興計画の概要（素案）、市街地及び集落のゾーニング及び断面図案) (論点)</p> <p>① 休業が続く状況下で、当面の雇用をどう考えるべきか。また、インフラ整備等復興特需後の安定雇用の創出をどう考えるべきか。</p>	<p>(委員：中林委員（地域計画の視点からみた安全対策))</p> <p>町：復興計画の概要（素案）の説明 ※各部会からの報告（事務局より）</p>	<p>町民WS①② 町民会議② 中高生復興WS 7月中旬迄：復興計画一次案の作成 避難経路聞き取り調査実施</p>

	<p>② 水産業の再生に向けて、漁港の集約化、漁業の共同化など新たな組織運営についてどう考えるべきか。</p> <p>③ 浸水した農地の土壌改良及び農業経営基盤の整備についてどう考えるべきか。</p> <p>④ 水産加工業、商店等の再生に向けて、どのような対策・支援を行うべきか。</p> <p>⑤ 食のブランド化、観光地としてのブランド化に向けてどのような戦略を展開すべきか。</p> <p>(一定の方向性を決すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 復興計画の概要(素案) ○ 産業再生と雇用創出の道筋(ロードマップ) ○ 市街地及び集落のゾーニング及び断面 		
<p>第3回 7月下旬</p>	<p>復興計画一次案に対する議論 目標2「自然と共生するまちづくり」の検討 (提示資料：復興計画一次案、地域懇談会・町民会議の概要) (論点)</p> <p>① 70万トンともいわれる瓦礫や海中の瓦礫をどのように処分すべきか。また、瓦礫の有効活用についてどう考えるべきか。</p> <p>② 災害遺構の保存や災害の伝承についてどう考えるべきか。</p> <p>③ 太陽光等の自然エネルギー等の活用、環境に配慮した町づくりについてどう考えるべきか。</p> <p>④ 今回の震災で、少子高齢化、人口減少が著しく進むことが想定される状況下で、医療・福祉・教育の環境の回復に向けてどう考えるべきか。</p> <p>(一定の方向性を決すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 復興計画一次案 ○ 災害遺構の保存 ○ 公共施設の配置、機能・規模を含めたゾーニングの成案 	<p>(委員：大塚委員(漁村の再建)) 町：復興計画一次案の説明 ※各部会からの報告(事務局より)</p>	

<p>第4回 9月上旬</p>	<p>復興計画最終案の協議 (提示資料：復興計画最終案) (論点) ① 計画のステージにあわせた施策の優先度をどう考えるべきか。 ② 復興推進に向けた、人・物・財源をどう確保すべきか。 ③ 地域コミュニティの再構築をどう進めるべきか。 (一定の方向性を決すべき事項) ○ 復興計画最終案</p>	<p>町：復興計画最終案の説明 ※各部会からの報告（事務局より）</p>	
<p>第5回 翌年1月</p>	<p>復興計画を実効性のあるものにするための議論 (提示資料：復興事業の実施計画案) (論点) ① 産業の再建計画の具体案と賑わい・安全性の確保 ② 志津川・歌津の市街地の具体的な整備計画と事業手法 ③ 集落ごとの計画案と事業手法 (一定の方向性を決すべき事項) ○ 復興事業の実施計画案</p>	<p>町：復興計画の実施計画案の説明 ※各部会からの報告（事務局より）</p>	

※第2回以降は議論の進行状況により、適宜変更する可能性あり。

【会議の作業スケジュール】

- ・各回1週間前を目途に、資料（議事次第、事務局案、情報提供される委員の提供資料等）を委員に配布。
- ・各回のテーマに合わせて、発言したいポイントをA4一枚のシートにメモ程度に記入してもらい、メール添付かFAXで送付してもらおう（前前日〆切）。前日にまとめて委員長にわたす。
- ・議事録は3日以内にメールかFAXで送付し、1週間後〆切で修正意見を募集し、確定する。
- ・会議資料等については、会議の1週間後を目途に町ホームページにて公開予定

南三陸町の概況と被害の特徴

南三陸町

I . 南三陸町の概況

地勢

- 南三陸町は、リアス式海岸が南三陸金華山国定公園の一角を形成している。
- 面積163.74km²、東西約18km、南北約18kmで、北上山地の支脈の東南にあり、東は海に開けている。
- 志津川、戸倉、歌津に、一定規模の平地があるが、その他の海岸部は漁村集落が立地している。
- 山間部の入谷地区は、江戸時代に養蚕が盛んであった。現在は、海岸部の養殖漁業が主要産業となっている。
- 沿岸部には、23漁港(うち一種漁港19、二種漁港4)が立地している。

土地利用状況

農用地	森林	原野	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	合計
1,376ha	12,630ha	45ha	111ha	411ha	411ha	1,390ha	16,374ha
8.4%	77.1%	0.3%	0.7%	2.5%	2.5%	8.5%	100.0%

(H20. 10. 1時点:平成21年度南三陸町統計書)

立地

- 大きくは、戸倉、志津川、入谷、歌津の4地区に分かれる。
- 太平洋に面した歌津、志津川、戸倉地区は、津波で甚大な被害を受けた。



沿革

- 気仙道(東浜街道)の宿場町として、志津川(本吉宿)、歌津(伊里前宿:脇宿場)が発展してきた。
- 平成17年10月に、旧・志津川町、旧・歌津町が合併し、南三陸町が誕生した。



宿場町の町並み(震災前)

明治8年	志津川村、清水浜村、荒戸浜村の3か村が合併し、本吉村となる。
明治28年10月31日	本吉村が町制施行し、志津川町となる。
昭和30年3月1日	志津川町、戸倉村、入谷村の1町2村が合併し、志津川町となる。
昭和34年4月1日	歌津村が町制施行し、歌津町となる。
平成17年10月1日	志津川町と歌津町の2町が合併し、南三陸町となる。

過去の災害の歴史

- 寛文年間(1661~1672):津波被災による新市街地開発として、志津川地区五日町、十日町の町割りが実施される。
- 明治29年(1896):明治三陸大津波(志津川の死者441人)
(清水浜にて集団移転)
- 昭和8年(1933):昭和三陸津波では、(志津川の死者22人)
- 昭和12年(1937年):志津川大火
- 昭和35年(1960):チリ地震津波(志津川の死者41人)
建築基準法第39条に基づく「災害危険区域」が沿岸部に設定。
松原公園がつくられ、被災地間の友好の証しとしてチリ共和国から送られたモアイ像やコンドルなどのモニュメントが建てられた。



志津川大火



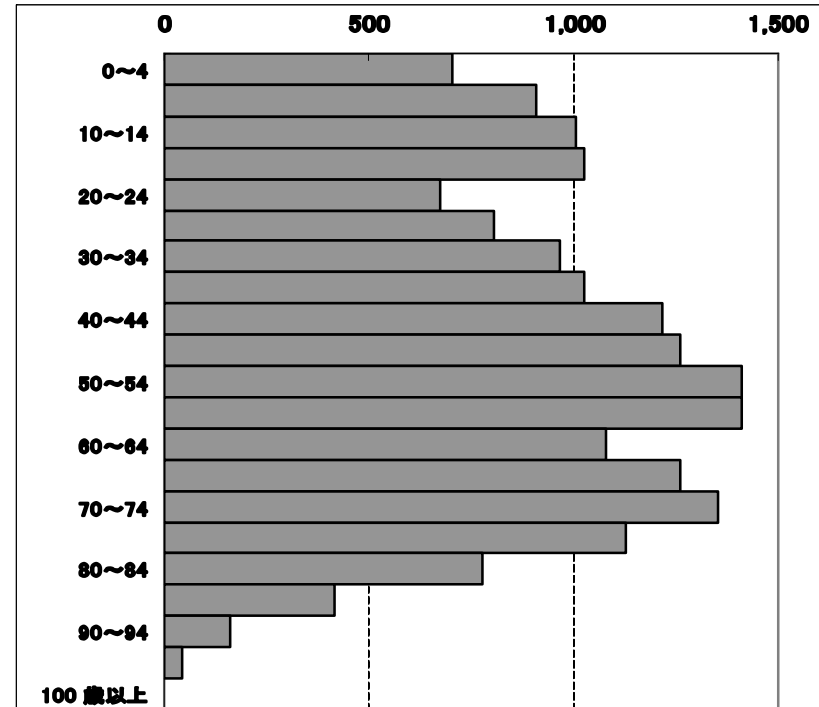
チリ地震津波をきっかけに
整備された松原公園チリプラザ

人口

年齢別人口構成(平成17年国勢調査)

(平成21年度末)

- 人口 17,815人
- 世帯数 5,365世帯
- 高齢化率 29.3%

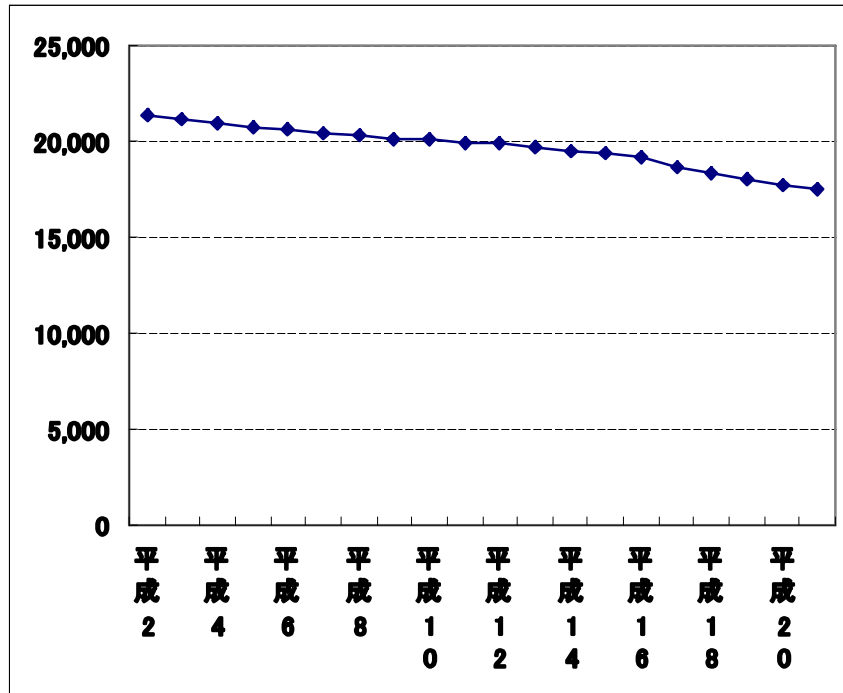


	総数	戸倉地区	志津川地区	入谷地区	歌津地区
人口	17,815	2,433	8,294	1,907	5,181
世帯数	5,365	682	2,730	519	1,434
世帯当たり人員	3.3	3.6	3.0	3.7	3.6

人口の推移

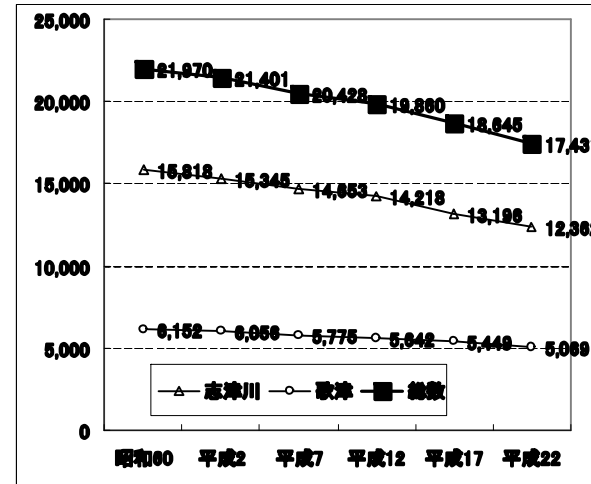
•人口は、減少傾向が続いている。

人口の推移(平成2年から21年)



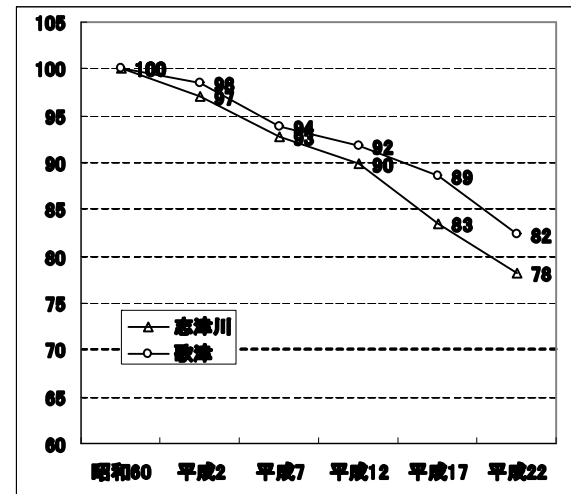
(推計人口)

人口の推移(実数)



(国勢調査)

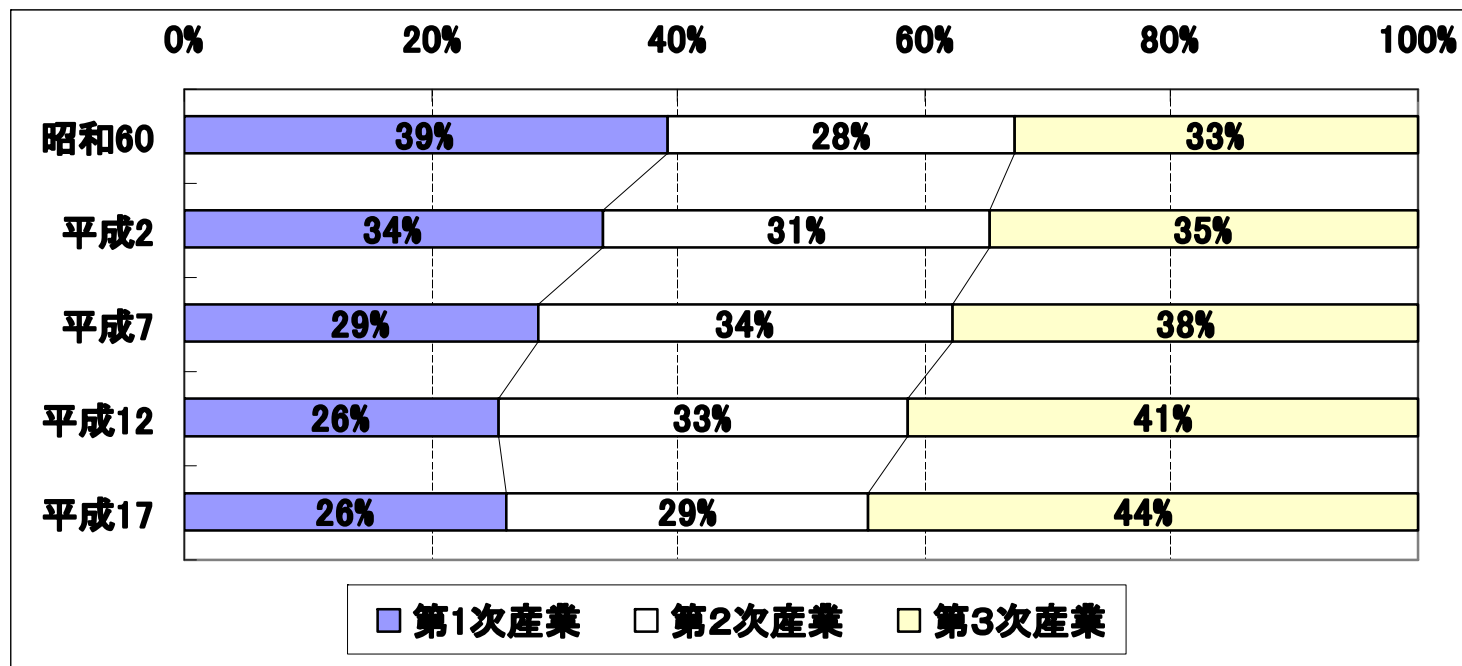
人口の推移(昭和60年を100とした場合)



(国勢調査)

産業別就業者数比率

- 平成17年では、一次産業が26%、二次産業が29%、三次産業が44%であり、比較的、一次産業の比率が高い。
- 一次産業の就業者数比率は、減少傾向にあったが、平成12年から17年にかけては、横ばいとなっている。



(国勢調査)

産業別就業者数(H17)

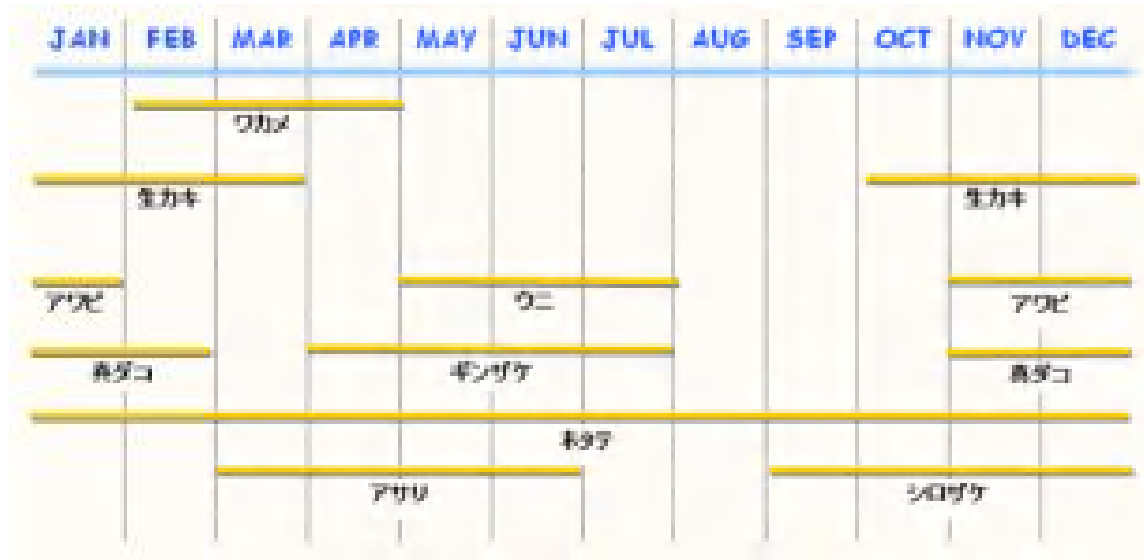
- 全体の19%が漁業、水産養殖業である。
- 製造業も水産関係が多いことから、町にとって、水産関係業が重要である。

業種	就業者数	構成比
サービス業	2,037	23.0%
漁業・水産養殖業	1,682	19.0%
製造業	1,449	16.4%
卸売業・小売業	1,180	13.3%
建設業	1,160	13.1%
農業	604	6.8%
運輸・通信業	379	4.3%
公務	261	2.9%
その他	103	1.2%
総数	8,855	100.0%

(国勢調査)

漁業

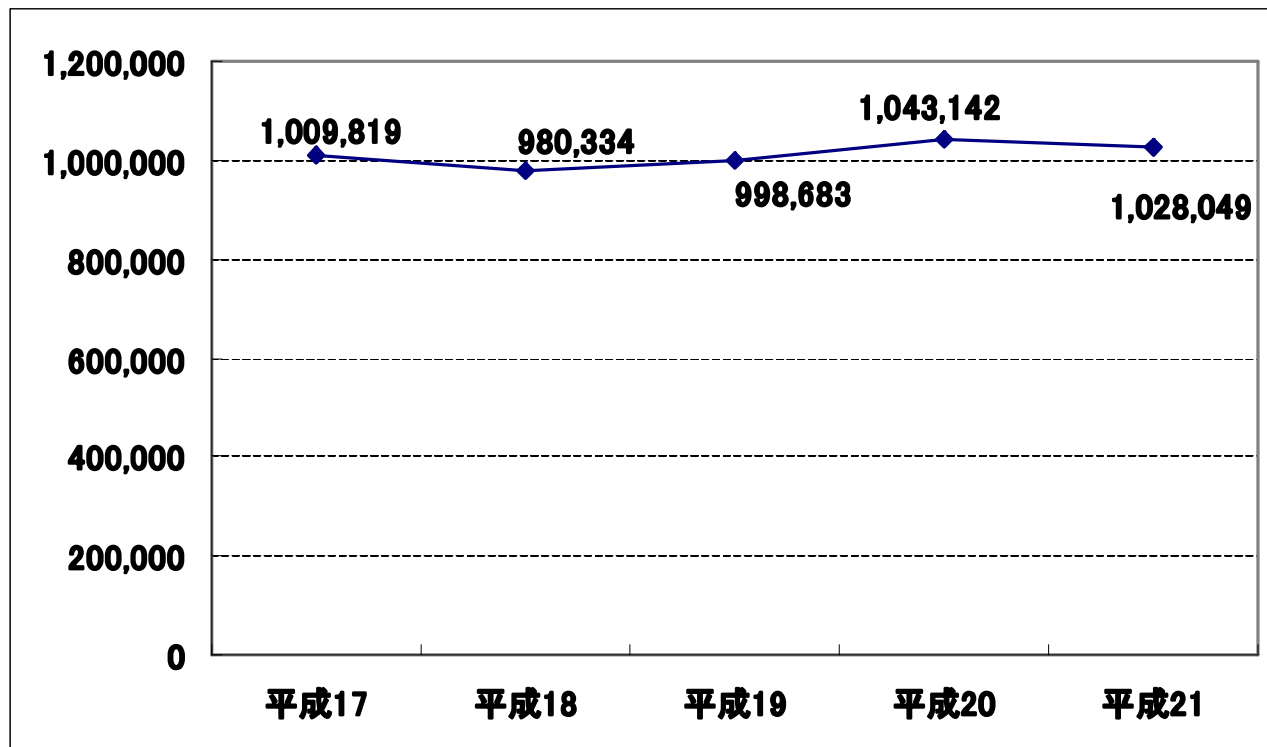
- サケのふか放流事業をしており、サケ類の水揚げが大きい。
（H21年度南三陸町地方卸売市場で、銀サケ47百万円、サケ類978百万円）。
- 養殖では、ワカメ、カキ、ギンザケ、ホタテが盛んである。



第一種(19港)	港、田浦、石浜(歌津)、ばなな、稲淵、館浜、寄木、 葦浜、細浦、清水、荒砥、平磯、折立、水戸辺、津ノ 宮、滝浜(戸倉)、藤浜、長清水、寺浜
第二種(4港)	泊(歌津)、伊里前、志津川、波伝谷

観光

- 神割崎、魚竜館、田東山、ひころの里、海水浴場、キャンプ場、などに、年間約100万人の観光客が来町している。
- 観光客数は、大きな増減はなく、ほぼ横ばいに推移している。



観光資源

•国の天然記念物であるイヌワシが営巣する豊かな森、豊富な海の幸をはぐくむ海は、南三陸金華山国定公園の一部となっている。

•養蚕や産金などの山地として、また気仙道の宿場町としての歴史的な資源にも恵まれている。



南三陸のイベント等

4月	上旬:神割崎キャンプ場開き 25日:保呂羽神社の春祭り
5月	3-5日:南三陸潮騒まつり(神割崎) 上旬:春の汐風まつり(魚竜館) 中旬:田東山つつじまつり
7月	上旬:長須賀海水浴場 海開き 中旬:海水浴場サンオーレそではま海開き ウニ井フェア
8月	上旬:志津川湾夏まつり 歌津恋来い浜まつり(魚竜館前広場) 14日:行山流水戸辺鹿子躍 15日:成人式
9月	中旬:入谷八幡神社例祭(入谷打囃子)
10月	中旬:伊里前の獅子舞
11月	上旬:南三陸町産業フェア
12月	中旬:海の幸まつり(魚竜館) 29日:志津川湾おすばで祭り(志津川魚市場)
1月	15日:寄木のささよ
2月	下旬:JFみやぎ志津川かきまつり(志津川魚市場)
3月	上旬:シルクフラワーフェスタ(ひころの里) 中旬:波伝谷の春祈禱

学校

- 町内には、5つの小学校と、3つの中学校、一つの高校がある。



公共施設

志津川、歌津の市街地(平地)の公共施設は、津波で甚大な被害を受けた。
高台にあるスポーツ施設(平成の森、ベイサイドアリーナ)が災害対応で活用された。



交通

海岸沿いの幹線道路(国道45号、398号(戸倉地区))や、JR気仙沼線が、津波で大きな被害を受けた。



志津川都市計画区域(900ha)

- 志津川市街地が、都市計画区域に指定されている。
- 市街化区域／市街化調整区域の線引きはされていない。



志津川都市計画基本方針
(平成16年5月、宮城県)

区 画 種 別		色 調
市街地	市街地	黄色
	市街地調整区域	緑色
	市街地調整区域(調整)	緑色(斜線)
	市街地調整区域(調整)	緑色(斜線)
市街化調整区域	市街化調整区域	緑色
	市街化調整区域(調整)	緑色(斜線)
市街化区域	市街化区域	黄色
	市街化区域(調整)	黄色(斜線)

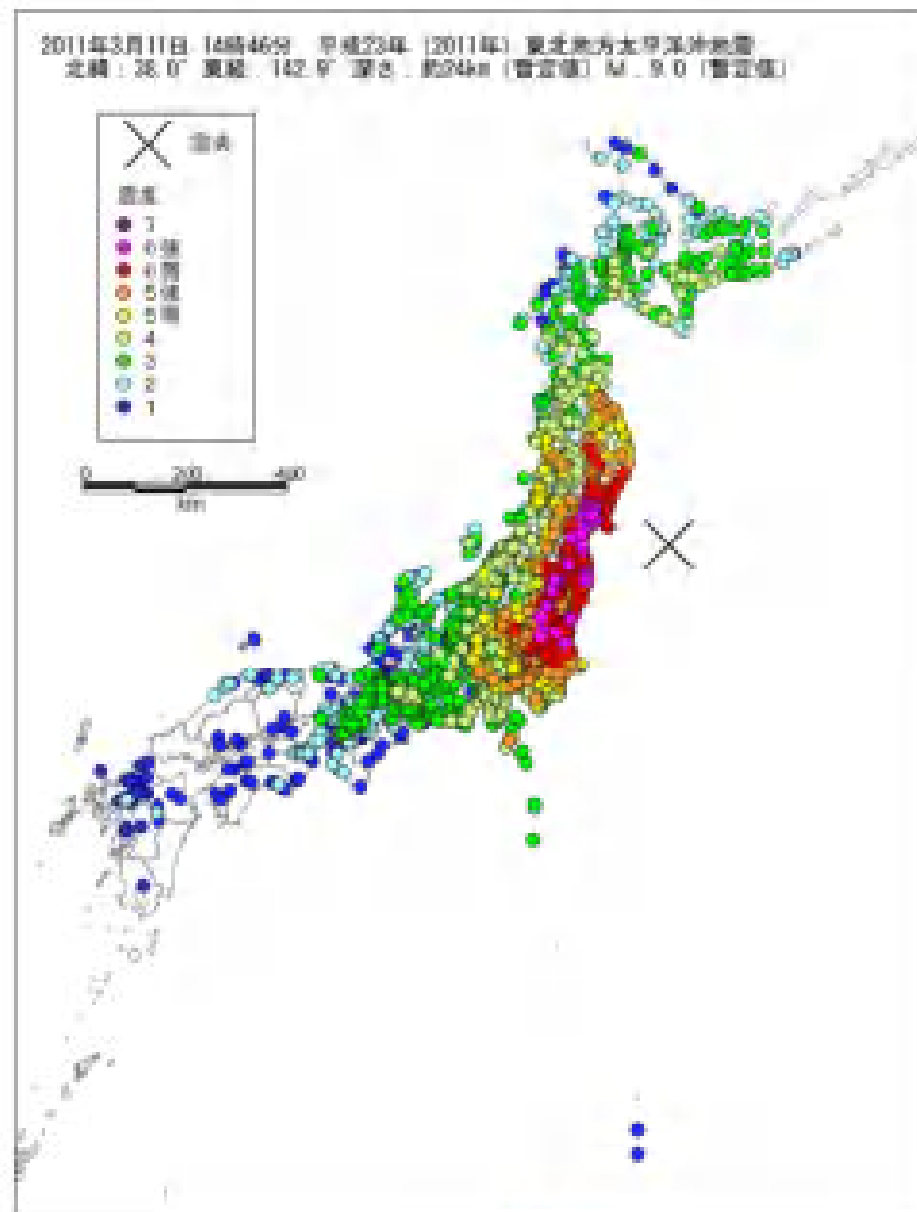
財政

- 一般会計の歳入合計 8,744,117千円
うち最大は地方交付税 3,710,470千円
うち町税収入 1,338,136千円
- 町税収入では、固定資産税(税収額661,461千円)、個人町民税(税収額459,261千円)が大部分を占めている。

Ⅱ. 被害状況

地震の概要

- ・発生日時
平成23年3月11日(金) 午後2時46分頃
- ・震源及び規模(推定)
三陸沖
(北緯38.1度、東経142.9度
(牡鹿半島の東南東130km付近)
深さ 約24km、マグニチュード9.0
断層の大きさ:長さ約450km、幅約200km
断層のすべり量:最大約20~30m程度
- ・震度
震度7 宮城県北部
震度6弱 南三陸町
- ・津波
3月11日(金) 午後2時49分
大津波警報発表
3月13日(日) 午後5時58分
津波注意報全て解除





【南三陸町役場前の八幡川から南東方向を撮影】
津波が押し寄せる直前の写真です。この数分後、巨大な津波が押し寄せてきます。

(南三陸町ホームページより)



**【南三陸町役場防災対策庁舎屋上から北東方向を撮影】
津波が押し寄せ、八幡川が氾濫しています。**

(南三陸町ホームページより)



【南三陸町役場防災対策庁舎屋上から南東方向を撮影】

水位は上昇を続け、津波の強大な力で倒された家屋とガレキが八幡川を駆け上がっています。

(南三陸町ホームページより)



【南三陸町役場防災対策庁舎屋上から北東方向を撮影】
すでに、橋の姿は見えなくなりました。大量のガレキが流れています。
(南三陸町ホームページより)



**【南三陸町役場防災対策庁舎屋上から北東方向を撮影】
水位はどんどん上昇し、町並みは消えました。**

(南三陸町ホームページより)



【南三陸町役場防災対策庁舎屋上から南東方向を撮影】
津波は、防災対策庁舎(3階建て)の屋上を超えてきました。屋上と海面が同じ高さになった瞬間です。

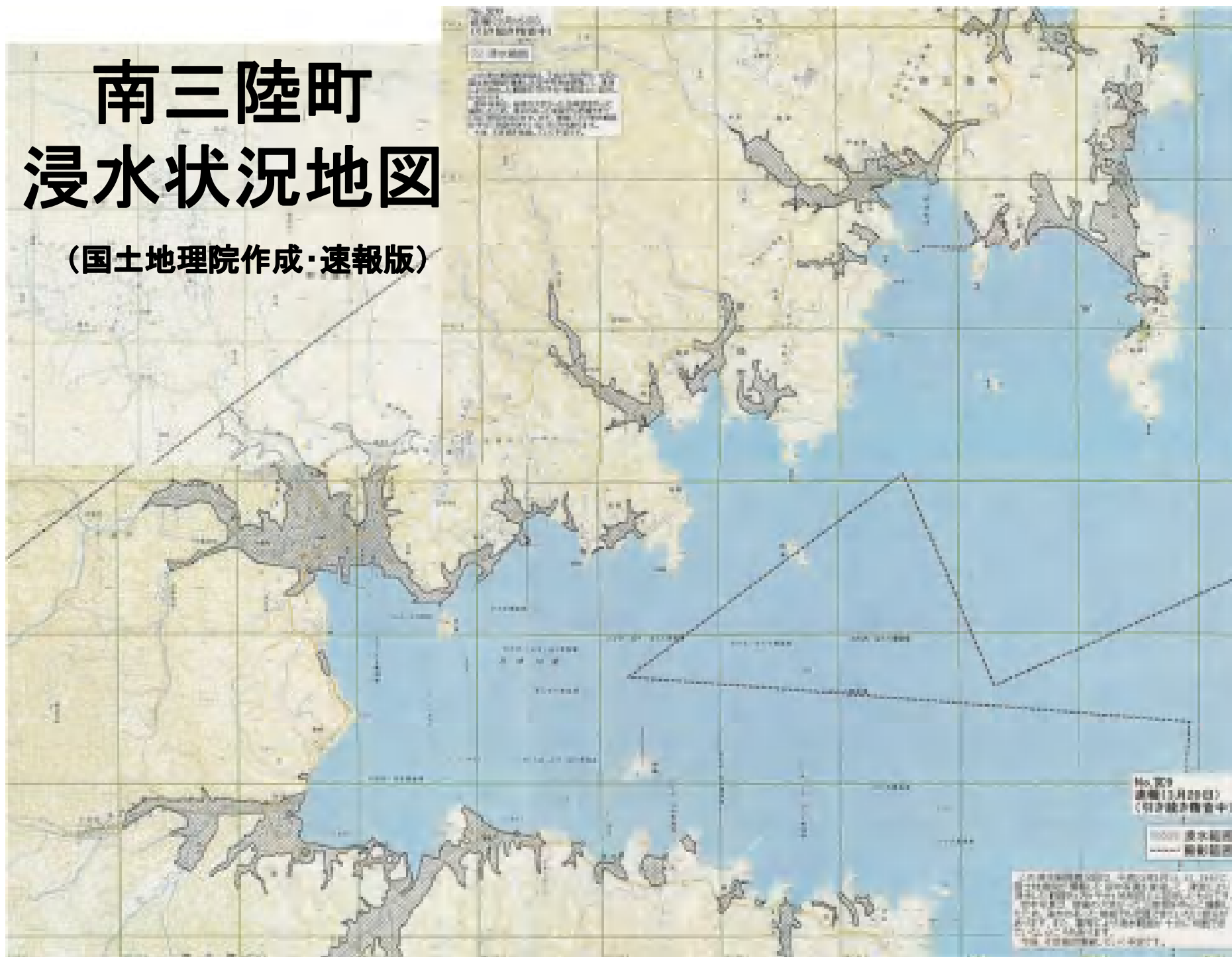
(南三陸町ホームページより)

南三陸町における被害の概要

- 地震の揺れによる被害は比較的軽微であり、津波による被害が大部分を占めている。
- 15mを超える津波により、海岸沿いの市街地、集落、漁業施設、農地、基盤施設等が壊滅的な被害を受けた。
- 町役場も、津波におそわれ、施設や職員に甚大な被害が発生した。
- 幹線道路、鉄道が津波被害で寸断され、河口の橋梁が被災するなど、直後の交通手段が確保できなかった。
- 市街地や漁港など、仕事や日常生活の基盤となる施設が壊滅的な被害を受けた。
- 地震による地殻変動により、約70cmの地盤沈降が起こり、満潮時や台風時の浸水が発生している。

南三陸町 浸水状況地図

(国土地理院作成・速報版)



主な津波浸水地域

地区名	面的被害地域	浸水面積	従前世帯数	従前人口
戸倉地区	西戸・折立地域	約110.6ha	約300世帯	約990人
	在郷・波伝谷地域	約127.1ha	約200世帯	約700人
志津川地区	志津川地域	約257.0ha	約1,700世帯	約4,930人
	清水地域	約44.6ha	約120世帯	約460人
	細浦地域	約18.8ha	約80世帯	約270人
歌津地区	伊里前地域	約73.0ha	約420世帯	約1,260人
	館浜・馬場地域	約115.6ha	約310世帯	約1,270人
	田の浦地域	約42.8ha	約90世帯	約360人
	港地域	約25.7ha	約60世帯	約230人
その他(約20ha未満)		平均10ha×約15箇所	約600世帯	約1,920人
合計		約970ha	約3,880世帯	約12,390人

西宮市調査結果(H23. 4. 12に西宮市が現地踏査した結果及び国土地理院の浸水範囲概況図を元に推定)

被害状況

■ 人的被害

- 死者・行方不明者 計1,162名
(死者518名、行方不明(届出数)644名)
- 死者・行方不明者率 6.6%
(平成23年2月末日人口に占める割合) (南三陸町5/26資料)

■ 建築物被害(概数)

- 戸倉地区 520戸(り災率約75%)
- 志津川地区 2,020戸(り災率約75%)
- 入谷地区 10戸(り災率約 2%)
- 歌津地区 780戸(り災率約55%)
- 計 3,330戸(り災率約62%)

(南三陸町ホームページより
4/3 午後3時 現在)

■公共施設の被害

・志津川地区

- ①行政第1庁舎、行政第2庁舎、防災対策庁舎 ②志津川保健センター ③南三陸町ボランティアセンター ④南三陸町サービスセンター ⑤志津川公民館 ⑥南三陸町図書館 ⑦荒砥保育園 ⑧海浜高度利用施設 ⑨公立志津川病院 ⑩南三陸町地方卸売市場 ⑪南三陸町上下水道事業所 ⑫南三陸町街なか交流館 ⑬袖浜地区漁業集落排水処理施設 ⑭本浜公園 ⑮松原公園 ⑯上の山緑地 ⑰せせらぎ公園

・戸倉地区

- ①戸倉小学校 ②戸倉中学校 ③戸倉保育所 ④戸倉公民館 ⑤自然環境活用センター ⑥波伝谷地区漁業集落排水処理施設

・歌津地区

- ①歌津総合支所 ②歌津保健センター ③名足小学校 ④南三陸町水産振興センター

(南三陸町ホームページより)

町民の避難状況(5/20)

- 避難者数 計2,770名

(最大時9,500名、H23.3.27~3.31 (町人口の過半数))

	人数	構成比	
①2月末人口	17,666		
②避難者数	2,770	15.7%	②/①
Aうち町内避難(33カ所)	2,368	85.5%	A/②
Bうち町外避難(5カ所)	402	14.5%	B/②
③集団避難 ※	1,745	9.9%	③/①
うち第1次	709		
うち第2次	337		
うち第3次	699		

※ 集団避難先は、町内6カ所、栗原市6カ所、登米市6カ所、大崎市34カ所、加美町1カ所、山形県1カ所、秋田県2カ所

罹災証明発行状況(5/22)

	世帯数	比率	備考
①災害調査世帯数	5,421		
②被災世帯数(半壊以上)	3,311	61.1%	②/①
Aうち津波被害世帯	3,268	98.7%	A/②
Bうち地震被害世帯	43	1.3%	B/②
③罹災証明申請数	2,911	87.9%	④/①
④半壊に至らない数	2,110	38.9%	(①-②)/①
⑤未申請数 ※	400	12.1%	⑤/②

※:死亡64世帯、転出22世帯、外国人59世帯を除く255世帯(7.7%)が実質の未申請

仮設住宅(5/23)

- 公有地、民有地を活用しながら取り組んでいる。

	戸数	立地
①申込数	1974	
入居済み	386	横山、自然の家、吉野沢団地、志津川小学校グラ ンド、志津川中学校グラ ンド
入居者決定	677	志津川高校グラ ンド、平成の森、伊里前小学校グラ ンド、歌津中学校グラ ンド、戸倉中学校グラ ンド、入谷 小学校グラ ンド、旧入谷中学校、南方イオン跡地
建設中	414	神割埼キャンプ場、葦の浜農村公園、林、大久保、中 瀬町、平磯、細浦、水戸部、童子下、岩沢、馬場、中 山、泊、名足・石浜、田茂川、港
設計中	202	袖浜、荒砥、西戸、波伝谷、津の宮、寄木
②合計	1679	
②/①	85.1%	

被災地写真(歌津地区)



被災地写真(歌津地区)



被災地写真(歌津地区)



被災地写真(歌津地区)



被災地写真(志津川地区)



被災地写真(志津川地区)



被災地写真(志津川地区)



被災地写真(志津川地区)



被災地写真(志津川地区)



被災地写真(戸倉地区)



被災地写真(戸倉地区)



被災地写真(戸倉地区)



南三陸町震災復興基本方針 (素案)

「創造的復興をめざして」



1 基本方針策定の趣旨、位置づけ

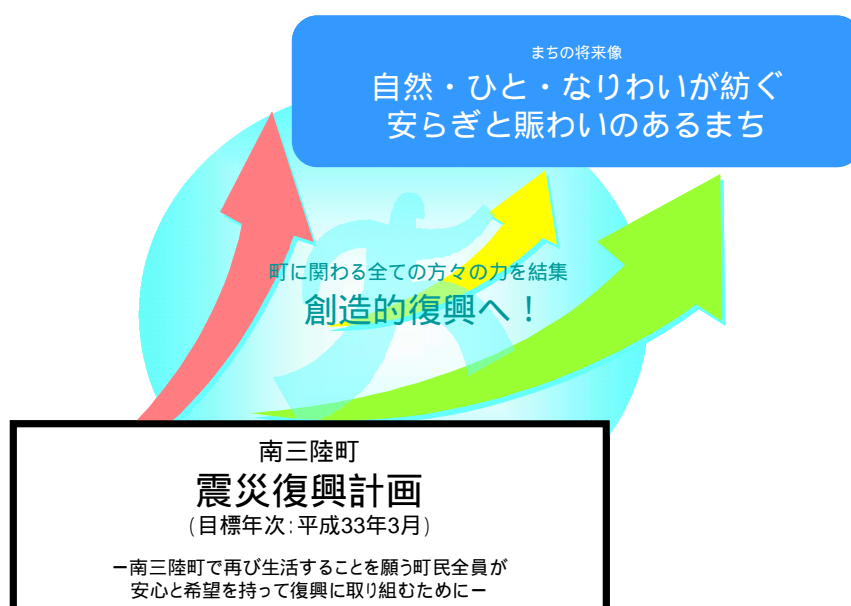
震災復興基本方針は、東日本大震災による未曾有の被害からの復興に向け、町の基本的な考え方や方向性を示すものであり、この基本方針に基づき、「震災復興計画」を策定し、具体的な復旧・復興に向けた事業展開を図るものです。

なお、「震災復興計画」は、「南三陸町総合計画」の目指すまちづくりの基本理念、まちの将来像を踏まえて策定します。

2 復興の基本理念

甚大な被害を被った東日本大震災から南三陸町を迅速に蘇らせ、未来に誇れる町を創り出すことは、亡くなられた皆様に報いる私たちの責務です。このことを深く胸に刻み、その理念を「『自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち』への創造的復興」と定め、南三陸町で再び生活することを願う町民が安心と希望を持って復興に取り組めるよう、町に関わる全ての方々の力を結集して実現していきます。

図1 復興の基本理念



3 創造的復興の目標年次

地域の歴史や自然を活かしつつ創造的に復興していく期間を 10 年間とし、創造的復興の目標年次を平成 33 年 3 月とします。

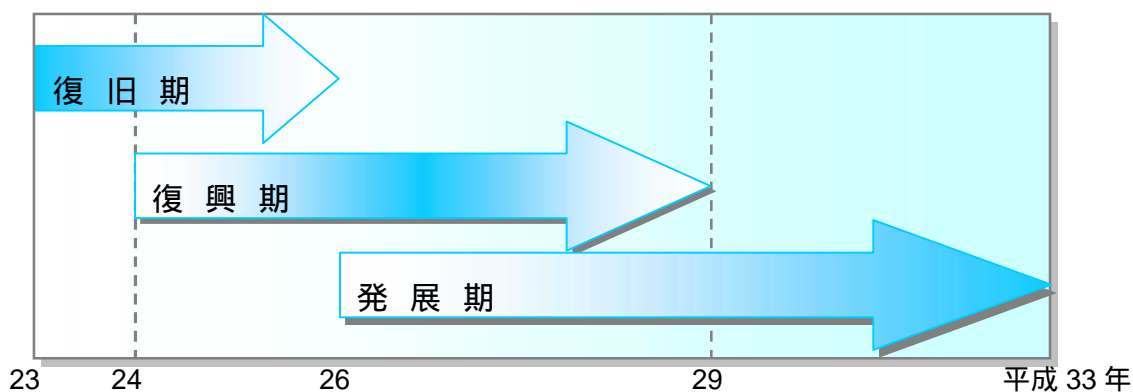
4 創造的復興の計画期間

創造的復興の計画期間は大きく三つに区分し、連続的かつ継続的に推進していきます。

最初の 3 年（平成 23～25 年度）を「復旧期」として、応急的復旧、仮住まいの早急な確保を強力に進めるとともに、町の産業・なりわいの早期再開を積極的に進め、町の基盤的施設の再建・復旧を中心に進めます。町民一人ひとりが主体的に復興に向かうためにも、それを支える地域コミュニティの絆の維持を図るとともに、さまざまな復旧・復興事業の中で、多様な雇用の確保と創出に努めます。

震災発生からの 1 年後からの 6 年間（平成 24～29 年度）を「復興期」として、町民の雇用の場でもある産業となりわいの本格的復興を実現するとともに、住まいの再建・コミュニティの復興を実現していきます。

さらに震災発生からの 3 年後からの 7 年間（平成 26～32 年度）を「発展期」として、漁業、農業、観光業を主軸としながら、農水産加工、商業と連携した 6 次産業化や漁業、農業や水産加工に参加し体験する各種ツーリズムを展開するとともに、環境関連産業など新たな産業の育成により地域の発展を推進します。



5 緊急対応への重点事項

直接的な被災者はもちろんのこと、すべての町民が震災の影響を受けている状況が続いています。また、集団避難として一時的に町を離れている方々と町との絆を維持し、早期に町に戻っていただくためにも、1日も早い町民生活の回復に向けた緊急の対策が必要となります。

そのため、町として以下の事項を復旧期における緊急対応への重点事項として早急かつ集中的に取り組んでいきます。

被災者の生活支援と自立生活への誘導

現在も、多くの町民が避難生活を余儀なくされており、こうした方々への生活支援は欠かせないものであることから、支援物資の継続的な確保を図っていきます。ただし、支援物資の供給は永続的に続くものではないことから、ライフラインの復旧状況等を考慮しながら、自立生活の復活に向けた支援も徐々に行ってまいります。

また、応急仮設住宅については、希望者全員が早期に入居できるよう民有地活用を含め早期整備を図っていきます。

さらに、避難生活から自立生活に至る過程においては、震災前のコミュニティの絆・助け合いの精神を可能な限り維持・継承していくことが心の復興に向けて重要であり、多方面からのコミュニティ支援に取り組みます。

ライフラインと河川堤防・護岸の仮復旧

電気については相当程度復旧が進んでいますが、水道、電話については依然として復旧が進んでいないことから、各事業者と一体となって早期の復旧または一部機能を限定した仮復旧に取り組みます。

また、沿岸地域は地盤沈下により満潮時に浸水が恒常化しており、梅雨期及び台風期を目前に控えていることから、河川堤防と護岸の緊急的仮復旧について関係機関と連携して対策を講じていきます。

災害廃棄物の処理

災害廃棄物の早期処理は、復旧・復興の前提となるものであることから、今年度内には陸域については全て、海域については引き上げ可能な廃棄物を1次仮置き場に集約します。また、2次仮置き場への移動については、県と協議の上できる限り早期の移動及び処理を目指していきます。

さらに、被災地域の害虫の発生や悪臭の防止のため、消毒や消毒剤の散布など生活環境の保身に努めます。

消防・防災機能の回復

消防・防災機能の回復は喫緊の課題であり、防災行政無線の仮復旧、消防団の再組織化、消防機能、設備の早期復旧等を図ります。

雇用・生活資金の確保

震災による壊滅的な被害により、多くの企業や個人が生産活動をできない状態にあり、雇用問題や生活再建等の問題が深刻となっていることから、復旧・復興事業による雇用や臨時雇用を通して生活資金の供給と生活の安定に取り組んでいきます。

各種産業の仮復旧

各種産業、とりわけ基幹産業である水産業と水産加工業の早期復旧・復興を図るため、今秋に向け仮設魚市場の整備を行うとともに、造船施設、水産加工施設等の仮復旧について支援します。

また、多くの町民や支援者が前に進む気持ちを強くするため、復興関連イベントの実施を図っていきます。

学校、保育所、介護施設の再開

町民の健康を守り、安心した暮らしを取り戻すため、公立南三陸診療所の再開等医療の仮復旧に続き、介護施設や保育所の再開を急ぐとともに、小・中学校においては施設・設備の復旧など適正な教育機会の確保に努めます。また、通院・通学の手段の確保と利便性の向上を図ります。

行政機能の回復

震災により多くの公共施設や公文書が消失していることから、早急に公共施設の仮復旧を行うとともに、滅失した文書の復元や情報システムをはじめとする業務基盤の復旧を行っていきます。また、復旧・復興に向けた体制の確保も必要であることから、近隣市をはじめ国・県・全国の自治体と連携して行政体制や行政機能の早期回復を図っていきます。

6 復興の基本的な考え方

基本理念の下、三つの目標と二つの方策を基本方針として定めます。

目標1 安心して暮らし続けられるまちづくり

今回の大地震と巨大津波によって、南三陸町を支えてきた多くの方々が犠牲になり、住まいや仕事場、施設等に壊滅的な被害を受けました。私たちは、この被災の経験を活かし、どのような災害に遭遇しても命が守られ、安全で安心して暮らし続けることができる町、集落及び地域社会を創造的に復興させます。

目標2 自然と共生するまちづくり

私たちは山々に守られた海から多大な恩恵を授かってこの地に住み続けてきました。しかし、その自然は時に猛威をふるって私たちを苦しめます。私たちは、自然への畏怖畏敬の念を忘れることなく風土・文化を後世に継承し、この豊穡の海と山からの恵みに感謝しながら、自然と共生するまちづくりを進めます。

目標3 なりわいと賑わいのまちづくり

漁業や農業及び観光を中心とする町の産業を再生し、人々のなりわいを確保するとともに、新しい産業の創出を目指します。それによって、世代と地域を超えた交わりを活発にし、光輝く賑わいのまちづくりを進めます。

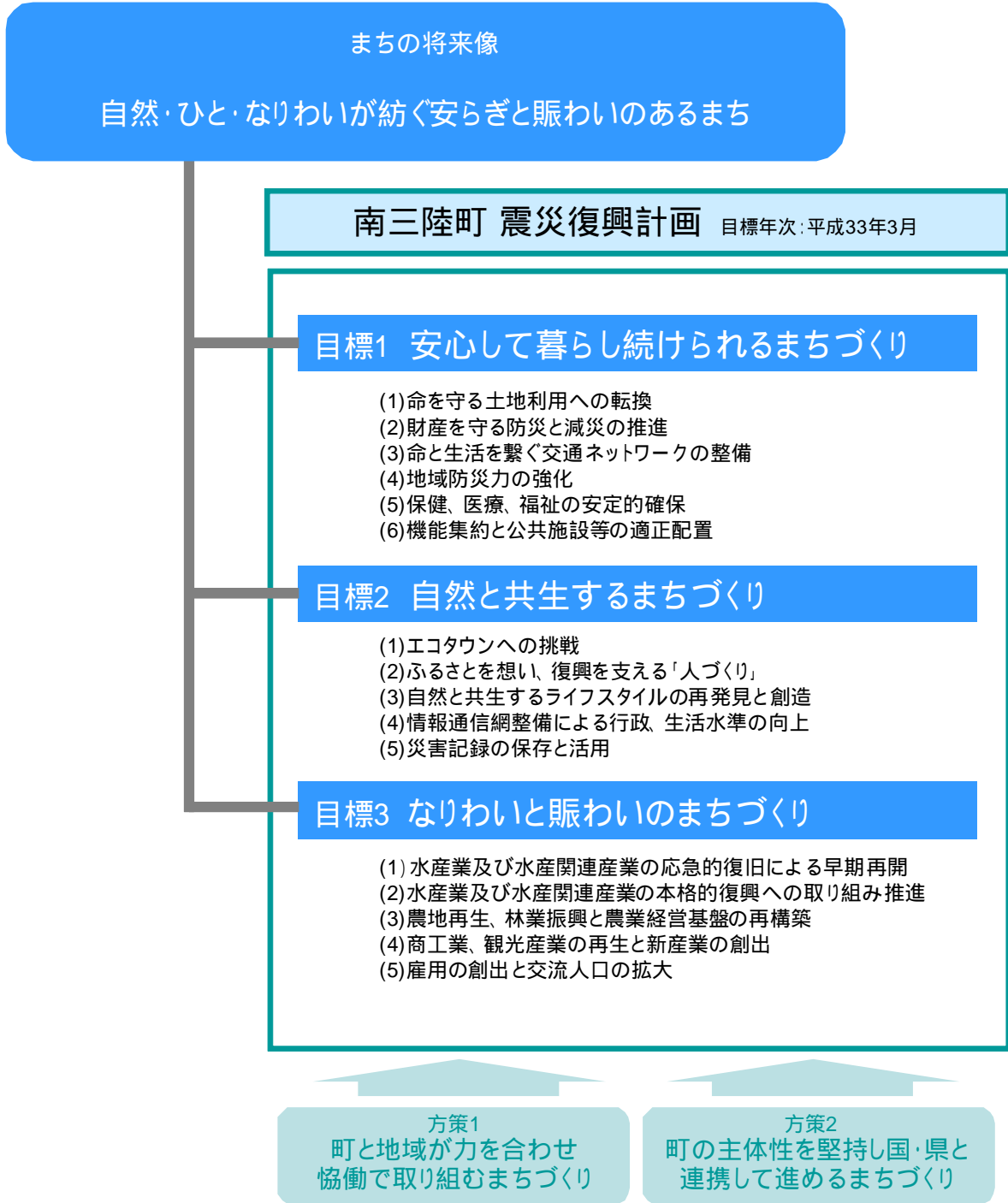
方策1 町と地域が力を合わせ協働で取り組むまちづくり

私たちは、震災後の過酷な状況を、被災の規模にかかわらず全ての町民が力を合わせることで乗り切ってきました。今後の復興においても、全ての町民、企業、各種団体の力を結集し、町のリーダーシップのもと、役割を分担して創造的復興に取り組めます。

方策2 町の主体性を堅持し国・県と連携して進めるまちづくり

未曾有の津波災害からの創造的復興は、国や宮城県と連携しながら、町と全ての町民の主体的な取り組みを堅持し、スピード感を持って進めます。

図2 復興の基本的な考え方



7 目標を実現するための具体策

目標1 安心して暮らし続けられるまちづくり

(1) 命を守る土地利用への転換

なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台にという考えを町の基本的な土地利用の方針とし、市街地及び集落の高所移転を進めます。

なりわいやにぎわいの場所となる低地からの避難対策として、避難路、人工的避難施設（避難塔など）の整備を図ります。また、避難対策には東日本大震災の避難状況の教訓を活かすとともに、以前から伝わる防災の知恵や地域の防災資源の機能を活かしていきます。

病院、学校、庁舎など、被災時に重要な役割を果たす施設は、平時の利便性にも配慮しつつ、高所に配置します。

（市街地及び集落の土地利用に係る断面イメージ図・・・15・16ページ参照）

(2) 財産を守る防災と減災の推進

防潮堤、防波堤、水陸門の有機的な組み合わせにより、一定程度の災害に対しては、生命はもちろん財産をも守れる防災構造の確立を図ります。

緑地帯及び津波緩衝のための樹林地帯の設置、土地の嵩上げなど、大規模災害（大津波）に際しては、被害を低減させる減災構造を導入します。

(3) 命と生活を繋ぐ交通ネットワークの整備

災害時でも高度医療機関へ迅速に搬送でき、命を繋ぐ物資を緊急に搬送するための高速道路（三陸道）の早期整備を推進します。

居住地や避難施設、町の主たる公共施設が孤立しないような高地ルートによる陸路のネットワーク化を図るとともに、迅速な避難ができるよう町内

交通網の整備を推進します。

大量輸送の要となるＪＲ気仙沼線の早期復旧等について要請していきます。

(4) 地域防災力の強化

今回の大災害を検証し、今後の災害に備えた地域防災計画の見直しと改訂を行います。

有事に際し実働しうる消防力の高機能化と安定的確保を図っていきます。

地域コミュニティの絆を再構築し、それを基盤として住民が主体的に消防・防災・避難生活維持に取り組む自主防災組織について整理再編を図ります。

防災行政無線が機能停止した教訓を踏まえ、情報入力を行う親局の複数化及び親局、中継局、子局の電源に対する自家発電装置の追加等の対策を講じていきます。

(5) 保健、医療、福祉の安定的確保

平時、罹災時にかかわらず、地域コミュニティの絆を基盤として、必要な支援が充足され、高齢者を地域全体で支える長寿社会体制の構築を図ります。

平時にあっては地域医療を広範囲に支え、有事にあっては救急医療の核となる医療基盤と医療関係者の安定的確保を図ります。

住民の心身両面の健康づくりと疾病予防及び災害時の二次的疾病预防、支援者の健康管理支援等の体制の確立を図ります。

時代をリードするような視点に立った保育・次世代育成基盤整備の検討と制度運用を図っていきます。

(6) 機能集約と公共施設等の適正配置

行政施設の集約化、拠点化を図り、各行政施設の有機的連携によるコンパクトで使い勝手の良い新たな市街地や住環境の整備を行います。

防災と景観を意識したまちづくりを推進するとともに、地域コミュニティの絆を継続できるよう、人と環境にやさしい公共施設や社会基盤の適正配置と計画を住民と一体となって行います。

被災した町営住宅入居者のほか、自立再建に時間がかかる被災者の生活支援のため、復興住宅（公営住宅）の整備を図ります。

目標2 自然と共生するまちづくり

(1) エコタウンへの挑戦

社会資本整備等にあたっては循環型社会への対応を行うとともに、水やエネルギーについては供給路の複層化を図っていきます。

長期停電という経験を踏まえ、自然エネルギー等を活用した電力や動力の確保に向けた取り組みを行います。

環境保全や景観を意識した海岸の再整備、新たな緑地整備等が一体となり魅力を醸し出す、海岸の保全と治水機能の復旧を図ります。

(2) ふるさとを想い、復興を支える「人づくり」

地域の祭りや行事、民話、芸術、芸能等の固有の伝統文化を復興し、これを次代に継承する活動を展開します。

子供たちの個性を重視するとともに、高等教育へ繋がる質の高い学力を習得できる教育基盤や生涯学習環境の整備を図ります。

地域コミュニティの再生や形成に合わせて、地域が一体となった防災教育の実施と継続を図ります。

(3) 自然と共生するライフスタイルの再発見と創造

海と山の恵とともに生きる自然共生の理念を暮らしや共同体の仕組みづくりに活かし、生活様式のブランド化を目指します。

地域の知恵や技を活かした伝統工法等を再発見し、環境への負荷を抑制した持続可能なライフスタイルを創造します。

国内外の先端技術の先行導入可能性を検討し、快適性や利便性、省エネの共存を目指した暮らし方を提案し、普及します。

(4) 情報通信網整備による行政、生活水準の向上

情報通信手段が失われた教訓を生かし、携帯電話基地局の機能停止の防止を要望するとともに、携帯電話不感区域の解消を図ります。

自治体クラウドの導入を推進し、環境への配慮と住民情報の保護の両立を目指します。

(5) 災害記録の保存と活用

今回の大災害の教訓を後世に伝えるため、有形・無形の媒体によりメモリアルとしての保存、整備を行います。

災害と復興の記録をまとめ、歴史的文書（東日本大震災南三陸町アーカイブなど）として保存し、防災教育等に活用します。

目標3 なりわいと賑わいのまちづくり

(1) 水産業及び水産関連産業の応急的復旧による早期再開

本町復興の足掛かりは基幹産業である水産業の復活にかかっており、漁業関連施設の応急的復旧を行い1日も早い水産業の再開を図ります。

漁業者、加工業者の協業化とともに、最少資本による迅速かつ効果の高い漁業及び関連産業の復興を図ります。

早期仮復旧の時期を明確にアピールすることにより、仲買人等流通関連業者の維持確保を図ります。

(2) 水産業及び水産関連産業の本格的復興への取り組み推進

中核漁港への集中的資本整備と小規模漁港の機能分担の再検討と各機能に合致した整備を図ります。

地域の産業特性や漁業形態の多様性に十分に配慮しつつ、水産加工等漁業関連施設の機能的集約化及び近代化を図ります。

高機能化した漁港施設及び高速交通体系の構築を見据えた販売戦略の構築と販路拡大による産業復興を図ります。

(3) 農地再生、林業振興と農業経営基盤の再構築

浸水した農地の土壌改良または基盤整備の検討を行うとともに、適地作物による早期の農地再生を目指します。

農地・農業の在り方を見直し、世界を視野に入れた戦略的な農業経営を含めた農業経営基盤の確立を目指します。

産直木材を活かした住宅づくりを推進し、地域資源を活かした住宅生産システム構築等による林業の活性化を図っていきます。

(4) 商工業、観光産業の再生と新産業の創出

長寿社会や環境イニシアティブ等を先取りし、快適性と省エネの両立を目指した新しい住民構成に配慮した商店街の整備を図ります。

個性あふれる商品開発の推進とブランド化を図るとともに、商品個性と復興段階に応じたイベントの積極的展開を推進し、観光者の誘致を図ります。

観光資源の修築と再生を図るとともに各種ツーリズム等発展型観光産業の積極的展開を行い、観光関連業の再隆盛を図ります。

つくり・育て・資源を循環させる資源の再生を意識的に行う1次・2次産業の創造を目指します。

都市との交流による新たな形態の1次産業の形成及び生産から加工、流通、販売までを一貫して行う、いわゆる6次産業振興に向けた産学官連携等の積極的展開を図ります。

(5) 雇用の創出と交流人口の拡大

復旧期における緊急的な雇用の創出及び復興期における土木建設事業関連雇用の確保を図ります。

復興期を中心に想定される土木建築関連を中心とした特需的雇用終了後の安定的雇用の確保を図ります。

水産・観光等主力産業及び福祉産業、環境関連産業による雇用の確保と高速交通網を活かした雇用の確保を図ります。

被災者を中心として、人材育成や職業能力開発等に取り組み、地域の発展を支える新たな就業機会の確保を図ります。

南三陸の風土・文化を活かした温故知新による復興過程を国内外に発信し続け、知の覚醒と交流人口の拡大を図ります。

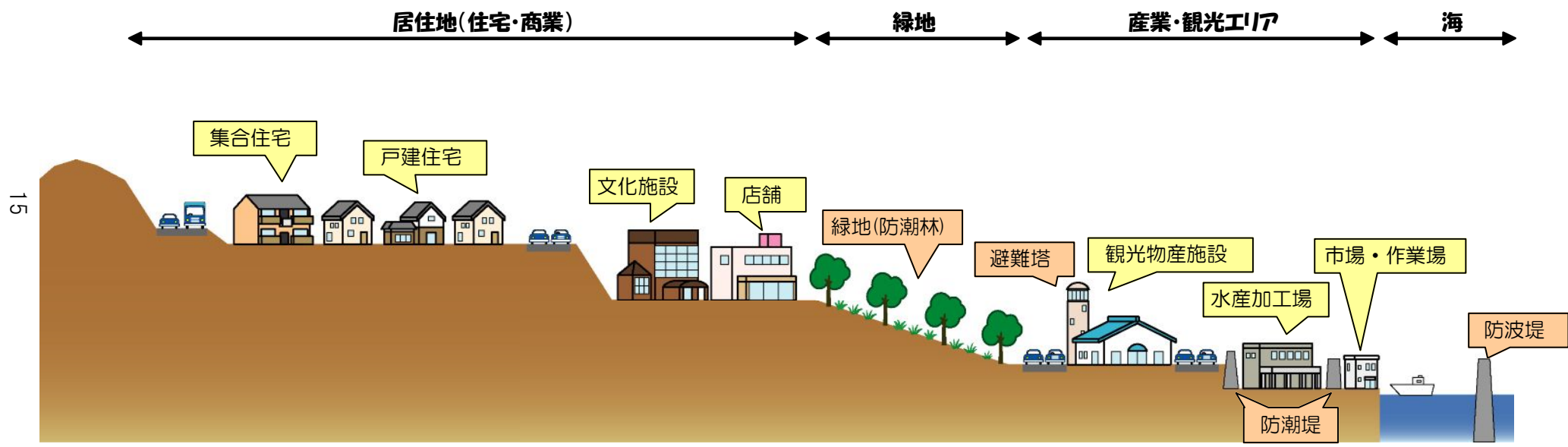
8 行財政運営の方針

当分の間、本町の政策は震災からの復興がその主軸となります。したがって住民生活に必要な経費及び義務的経費を除いた政策的経費のほとんどは、優先的に復興事業に充てることとします。

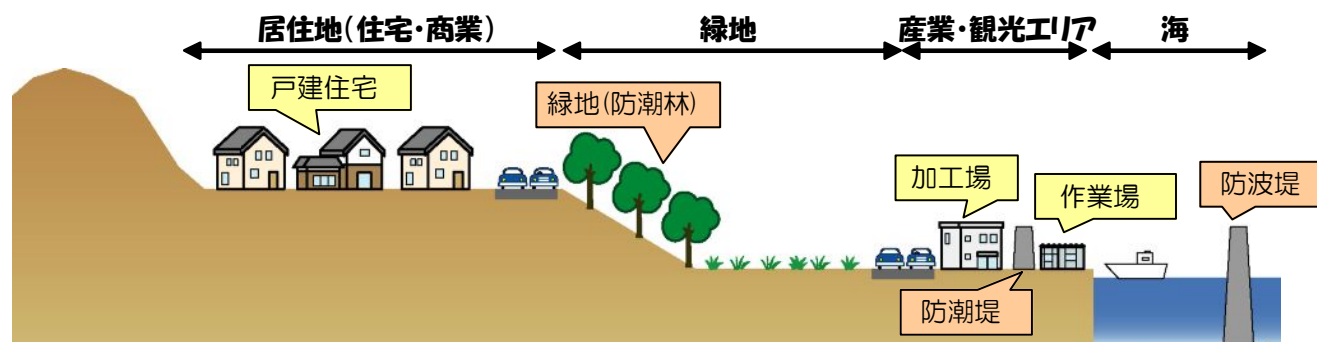
さらに、同時並行として行ってゆく復興事業の実施においても、集中と選択という概念を取り入れ、必要な施策を最良の方法で、最短の工期で、最安価な費用で行うことを強く意識して行政運営を進めます。

また、財政運営においては、現行制度において活用できる全ての財政的制度を活用し復興財源の確保を行うことはもちろんですが、災害の規模に鑑み、復興は国家事業であるとの明確な位置づけと国による復興財源の全額負担又は補助率の嵩上げを求めています。

市街地断面イメージ

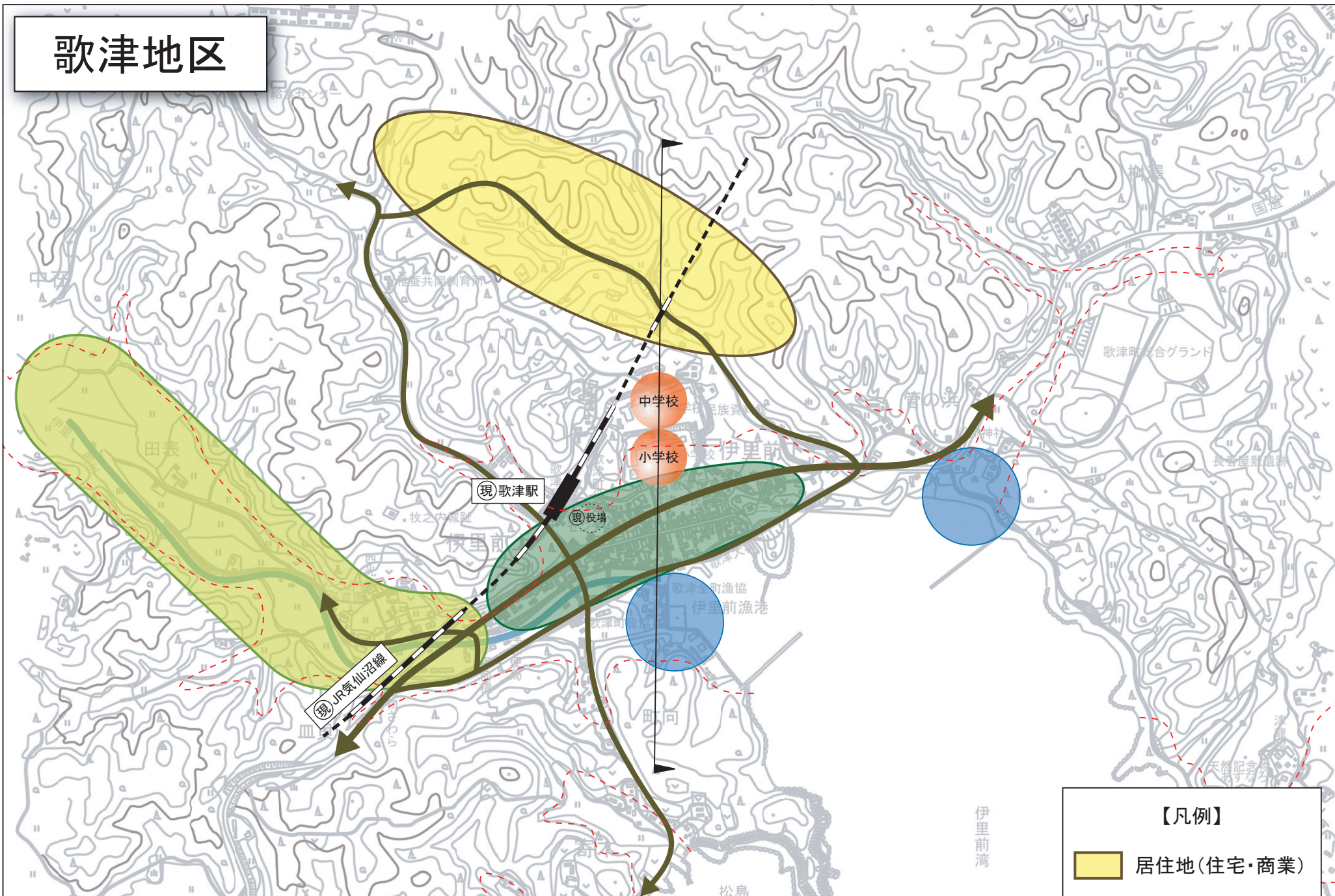


■漁村断面イメージ

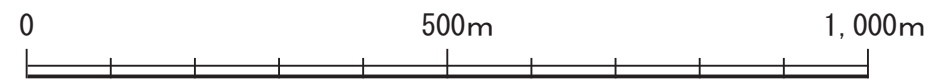
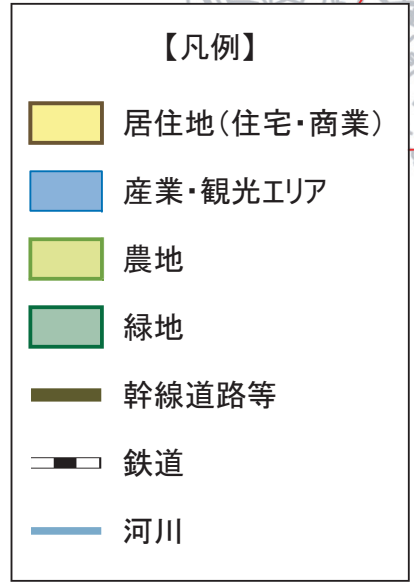
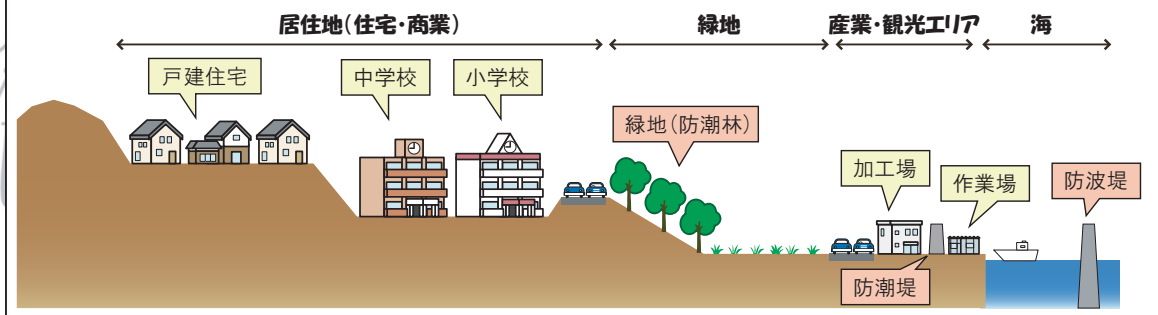




歌津地区

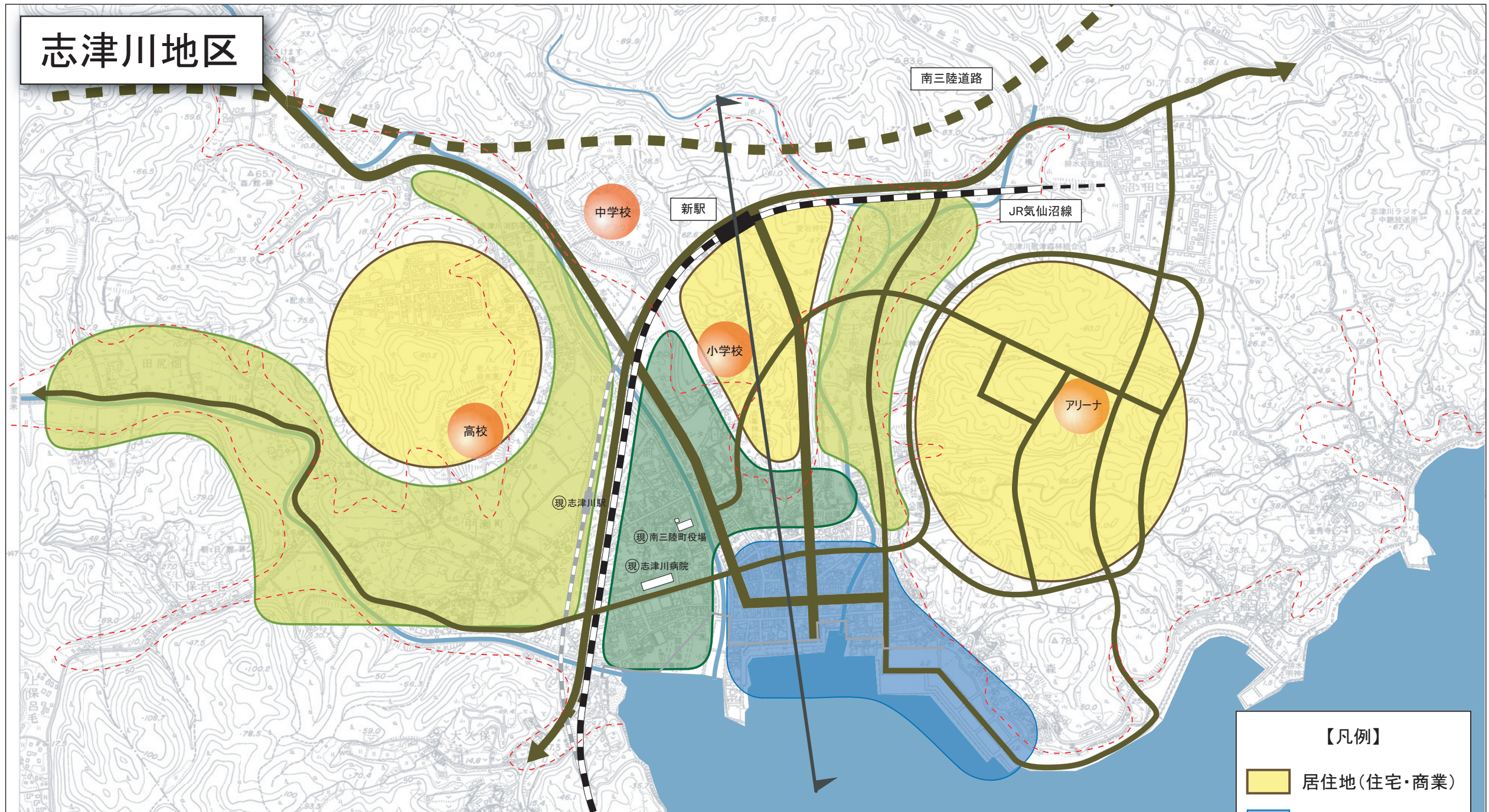


歌津地区断面イメージ

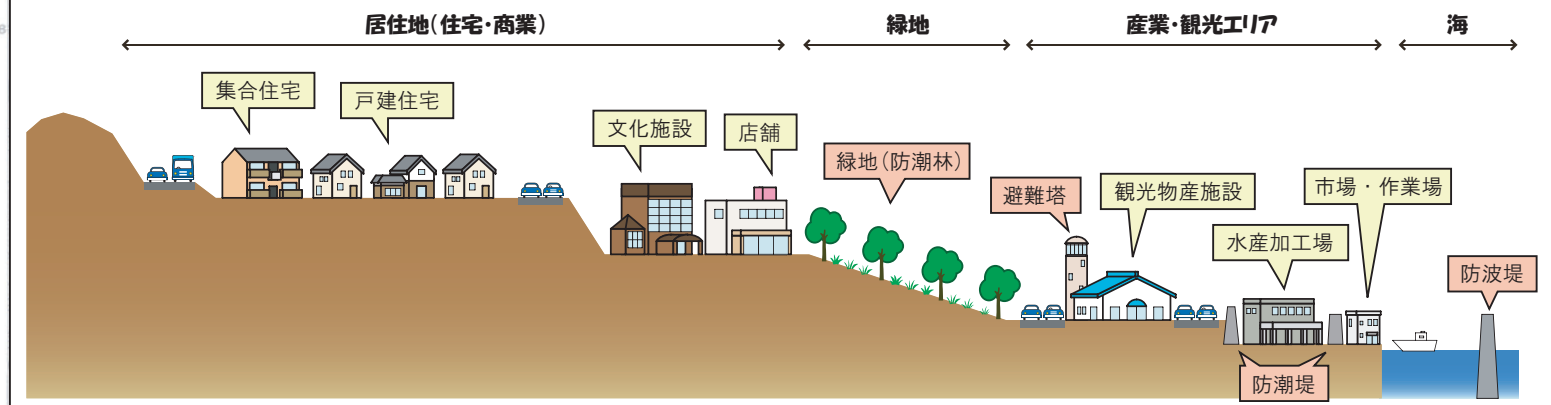




志津川地区



志津川地区断面イメージ



- 【凡例】
- 居住地(住宅・商業)
 - 産業・観光エリア
 - 農地
 - 緑地
 - 幹線道路等
 - 鉄道
 - 河川
 - 防潮堤

